

質問回答

2017年9月11日

「ベトナム国公正価値会計導入に向けた会計制度情報収集・確認調査」

(公示日:2018年8月30日/公示番号:170626)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	4 頁「3 業務従事予定者の経験、能力等」の「(2)評価対象業務従事者の経験、能力等」	評価対象者 2 名に係る類似業務の経験として「日本を含む特定国における IFRS 適用方針検討作業(国としての方針検討作業)への従事」が求められております。しかしながら、このような経験を有する日本の公認会計士は、いわゆる4大会計事務所においても、極めて限定的であり、また、極めて報酬単価の高い人材となってしまうと考えます。また、仮にそのような要員を配置できるとしても、本件事業のようにベトナム等、途上国における ODA 事業に精通している人材である可能性は極めて低いのではないかと考えます。よって、この条件にて本件事業の調達を行えば、有効な競争が成立しづらく、業務を効果的に実施できる体制を持った調査チームが調達されないのではないかと思料します。これらを踏まえ、IFRS 適用方針検討作業に係る経験者を体制に入れることを必須要件としつつも、評価対象者については、例えば、会計士として企業会計に関する監査や助言業務に精通している人材と、行財政制度の検討等、類似の ODA 事業や調査に精通している人材が含まれていることを要件とすることが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。	指示書内容を踏まえて、貴社としての考えを具体的な業務実施方法及び要員計画等として、プロポーザルにて提案願います。

2	11 頁「第 2 調査の背景・目的」の「1.プロジェクトの背景」	本件業務のタイトルでは公正価値会計導入にフォーカスされておりますが、IFRS とベトナム会計基準の基準差の中には、公正価値会計に起因しないものも想定されます。調査上は、あくまで IFRS 導入を考えるうえで必要となる基準差の解消を考慮している限りにおいては、必ずしも公正価値会計に拘る必要はないと考えますが、お考えをご教示ください。	ご指摘のとおりです。
3	14 頁「5.業務の内容」の「(2)既存の IFRS 適用方針のレビュー・再考の整理」	他国の IFRS 適用方針及び適用プロセスのレビュー・整理について、日本以外に調査対象とする国は概ね何ヶ国を想定すればよいでしょうか。各国で議論となったポイントも既存の会計制度や会計慣行等で異なっていますが、参考にできそうな国を 2~3 ヶ国程度、選定するという事で概ね妥当でしょうか。	具体的な国数は指定しませんが、日本を含めて4~5か国以上を目安とお考えください。
4	同上	検討経緯文書等の翻訳について、想定される分量はどの程度でしょうか。また、膨大になる場合とありますが、何ページ程度を膨大と想定されていますでしょうか。積算にかかわることから質問させていただきます。	<p>原文が和文の場合 400 字を 1 枚、英文の場合、350 単語を 1 枚とし換算し、300 ページ以上を目安とお考えください。原文が和英以外の言語の場合、文字数換算基準・単価は当該原文国、日本・ベトナム国内で用いられる基準・単価等を参照し、積算をお願いします。</p> <p>なお、検討経緯文書等以外で、業務上必要となる資料翻訳はこれに含まれませんので、必要となる翻訳費を別途積算のうえ、見積りに計上をお願いします。</p>

5	同上②	ベトナム監査制度概要のレビューが定められておりますが、調査の中では、会計基準のみではなく、監査制度も IFRS に準拠した制度変更の支援対象として検討する必要がありますでしょうか。	IFRS の導入方針検討過程で必要となる論点項目の一つとして、監査制度が含まれることを想定しております。
6	18 頁 6. 成果品等	業務完了報告書について、表では和文 5 部(製本版)・英文 20 部(製本版)となっておりますが、(2)においては、「業務完了報告書は簡易製本により作成し…」とあります。どちらが正でしょうか。	「製本版」が正となります。
7	20 頁「第 3 業務実施上の条件」の「2. 業務量の目安と業務従事者の構成(案)」(2)	「いずれの業務従事者も、日本の公認会計士資格を有することを必須」と示されております。この点、日本ではまだほとんどの企業が日本基準を採用しているのが現状であり、一部を除き、基本的に日本の公認会計士以上に、ヨーロッパ各国やオーストラリア等の国々の会計士の方が IFRS についての経験が豊富である場合が多く、また実務上、日本における実態としても、国や企業に対する IFRS 導入実務に関与した者の中には日本国以外の会計士を有する者も多くおります。従って、会計士条件は必須としつつも、必ずしも日本の会計士資格に限る必要はないと考えますがいかがでしょうか。	日本以外の会計士資格保有者についても認めることとします。具体的な要員配置等については、指示書の内容を踏まえてご提案ください。
8	20 頁「第 3 業務実施上の条件」の「2. 業務量の目安と業務従事者の構成(案)」(2)	本件調査において、会計士以外にも ODA 事業や調査に精通した従事者が配置されていた方が調査は効率的に実施されるところと考えます。また、今後の技術協力プロジェクトを見据えた場合にも、会計士業界の人的リソース、時間的制約やエコノミクス(JICA 単価と会計士報酬レベルの不一致)を考慮すると公認会計士を主体とする長期の技術協力プロジェクトの体制は想定しづらく、技術協力プロジェクトにおいても ODA 事業に	指示書内容を踏まえて、貴社としての考えを具体的な業務実施方法及び要員計画等として、プロポーザルにて提案願います。

		<p>精通した者が主体となる体制が現実的ではないかと考えます。</p> <p>従って、本件調査においては、評価対象者の一部について会計士資格を有する要員を配置することを条件としつつも、その他の業務従事者については会計士資格の保有を求めないものとするはいかがでしょうか。</p>	
--	--	--	--

以上